

うだし

No.46

平成25年9月1日

# 社協だより

社会福祉法人

宇陀市社会福祉協議会



ボランティアを続けるためにも  
元気でいきましょう!



音楽にあわせて  
1、2、3、4♪

## 主な内容

- 2～3・共同募金運動にご協力お願いします  
「聞こえのサポーター講座」参加者募集
- 4～5・地域包括支援センターのコーナー  
相談日のお知らせ
- 6・・・いきいきサロン紹介  
リサイクル情報  
善意銀行

宇陀市内で活動するボランティア会員相互の交流と親睦を図り、活動に必要な情報交換を行うことを目的に宇陀市ボランティア連絡協議会が設立され、今年で6回目の定期総会が6月21日に開催されました。

当日は、31団体56名の会員が宇陀市農林会館に集い、定期総会の後、音楽にあわせて身体を動かす「健康体操」を講師の山崎恵美子氏、尾上リン氏の指導のもと行われ、親睦と交流を深められました。会場の中は笑い声と笑顔でいっぱいになり、みなさん楽しいひと時を過ごされました。

この社協だよりは、共同募金配分金の助成金で作成しています。



# 赤い羽根共同募金運動に

ご協力をお願いします

10月1日 ▶ 12月31日

12月からは、歳末たすけあい募金が始まります。



10月1日から赤い羽根共同募金運動が全国一斉にはじまります。

宇陀市においても、「じぶんの町を良くする」ために、深い理解と熱意をもった多くの皆さまにご協力をいただき、募金活動を展開します。

お寄せいただいた善意は、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるまちづくりのための資金として役立てられます。

皆さまの温かい気持ちを赤い羽根にお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。

▶▶▶▶▶詳しくは (<http://www.akaihane.or.jp/>) (<http://hanett.akaihane.or.jp/>)



illustration by (Kenji)

© Crypton Future Media, INC. www.piapro.net piapro

## 地域で集めた募金は、 集めた地域で使われています。

集まった募金の約70%は、募金をいただいた地域で使われています。

残りの30%は、みなさんの住んでいる市区町村を超えた広域的な課題を解決するための活動に、都道府県の範囲内で使われています。

## いろいろな方法で募金をお願いしています。

- ★戸別募金 市内各自治会及び市民のみなさまのご協力により各家庭へお願いする募金
- ★街頭募金 駅前、スーパーの入り口などで通行人に呼びかける募金
- ★法人募金 法人(事業所)へ社会貢献活動として理解していただきお願いする募金
- ★職域募金 企業、団体、官公庁などの職場で従業員等に呼びかける募金
- ★学校募金 福祉教育の一環として、小・中・高等学校などで、児童・生徒に呼びかける募金
- ★その他の募金 店舗や施設等の窓口への募金箱設置、自動販売機で飲料を購入することで寄付者となる募金など

## 共同募金会の寄付が、所得税の税額控除の対象になります。

奈良県共同募金会に寄付された方については、所得控除と税額控除のどちらかを選択できます。

なお、所得税の所得控除を受けるためには、「所得控除の証明書」写しの提出が必要です。

奈良県共同募金会宇陀市支会（宇陀市社会福祉協議会） ☎0745-84-4116



# 平成25年度「聞こえのサポーター講座」参加者募集！

耳の不自由な方の“耳代わり”となって、その場で話されている内容をまとめながら書いて伝える「要約筆記」の入門講座です。

聞こえについて学び、耳の不自由な方と交流しながら要約筆記体験をしませんか。

**日時** 9月28日～11月16日までの毎週土曜日（全8回）  
午後1時30分～午後3時30分

**場所** 榛原総合センター（2階 研修室2）

**対象** 市内在住・在勤・在学の方

**定員** 10人

**受講料** 無料（教材費等 1,000 円程度は自己負担です）

**申し込み** 9月13日（金）までに、  
宇陀市社会福祉協議会へ申し込んでください。  
（申込者が少ない場合は講座を中止する場合があります）

宇陀市社会福祉協議会（☎0745-84-4116）

ちょっとひと息！

**まちがい探し** まちがいは7つ、全部みつけれられるかな？



※ 答えは、次のページにあります。

## ～ 高齢者虐待を防ぎましょう !! ～

### 悩んでいませんか？高齢者の介護やお世話・・・



長期にわたる介護や認知症の進行は、介護者の心身を疲労させ「高齢者の虐待」に繋がってしまうことがあります。

平成18年4月1日から「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、**虐待を受けていると思われる人を発見したときは市役所や地域包括支援センターなどに通報する義務があります。** 通報を受けたときには市役所および地域包括支援センターで状況を確認し、必要に応じて高齢者の保護や介護者・養護者の支援を行うことが義務づけられています。

高齢者虐待には、身体的虐待、精神的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任、性的虐待などがあります。虐待に関する調査では、半分以上の人が虐待の自覚がないという結果が出ています。



**知らないうちに不適切な対応をしていないか、チェックしてみましょう！！**

<input type="checkbox"/>	お年寄りが言うことを聞かないので、手を出したりののしったりしてしまう。
<input type="checkbox"/>	言うことを利かないので、口をきかないようにしている。
<input type="checkbox"/>	介護や世話が大変なので、世話をしない。
<input type="checkbox"/>	良いことと悪いことをわかってもらうため、たたくなどしてしつけをしている。
<input type="checkbox"/>	認知症により徘徊するので、部屋に閉じ込めている。
<input type="checkbox"/>	認知症や寝たきりのお年寄りがいるが、外聞が悪いので外出させず、本人を訪ねてくれる人があっても会わせないようにしている。
<input type="checkbox"/>	年金手帳・預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
<input type="checkbox"/>	経済的に苦しいので、病院に連れて行くことを控えている。
<input type="checkbox"/>	人前でオムツを替える。
<input type="checkbox"/>	下半身を裸にしたまま放っている。



これらは高齢者との対応で気をつける必要がある例です。いくつかチェックが付いた方は今後の介護や世話について地域包括支援センターにご相談ください。

**宇陀市地域包括支援センター** ☎ **0745-84-4800**  
IP **0745-84-9202**



## 日常生活自立支援事業とは・・・

認知症高齢者や、知的障がい・精神障がいのある人などで、判断能力の不十分な方が安心して生活できるようにお手伝いする事業です。



毎日の暮らしの中で、  
いろいろな不安や疑問、  
判断に迷ってしまうことが  
たくさんあります。たとえば…

- ◆福祉サービスの手続きの  
仕方がわからない
- ◆郵便物の内容の確認がうまくできない
- ◆お金の管理がうまくできない

このような場合には、  
本人自身の意思や決定に  
寄り添いながら

- ▶福祉サービスの利用のお手伝い
- ▶生活に必要な手続きのお手伝い
- ▶金銭管理のお手伝いや  
書類などの預かり

などにより、安心して暮らせる  
ようにお手伝いします。

利用するには、社会福祉協議会と契約を締結する必要があります。  
詳しくは、宇陀市社会福祉協議会(☎0745-84-4116)へお問い合わせください。

日常生活自立支援事業は、本人との契約によりサービスを提供する事業であり、  
認知症の進行等により本人の判断能力低下が進み、本事業の契約や支援計画の内容  
を理解・判断できない状態になった場合などは、法定代理が可能な成年後見制度の  
利用を検討しなければなりません。

## 成年後見制度とは・・・

判断能力が欠如もしくは低下している方が、家庭裁判所に選任された成年後見人、  
保佐人、補助人に、財産管理や法手続きの代理等をしてもらう制度です。

利用するためには、家庭裁判所に申し立てが必要です。  
詳しくは、地域包括支援センター(☎0745-84-4800)にお問い合わせください。

次回、成年後見制度についてご紹介します。

## 相談日のお知らせ

弁護士による福祉専門相談【要予約 先着2件】	精神科医による専門相談【要予約 先着2件】
■日 時 9月12日(木) 午前10時～正午	■日 時 9月9日(月) 午後2時～午後4時
■場 所 宇陀市社会福祉協議会	■場 所 宇陀市社会福祉協議会
■申込締切 9月5日(木)	■申込締切 9月5日(木)
■申 込 先 宇陀市社会福祉協議会 ☎0745-84-4116	■申 込 先 宇陀市社会福祉協議会 ☎0745-84-4116

※弁護士・精神科医の相談日時と場所は、変更する場合があります。

(5) まちがい探しの答え バケツの取っ手の向き/希望くんの形をしたおもちの口/愛ちゃんがついているおもちの形/

# あなたの地域のいきいきサロン ～ 紹介③② ～

サロン名	ひまわり
開催場所	松井ふれあいセンター
対象地域	菟田野松井



毎月第4金曜日に、参加者 13 名とボランティア4名でサロンを開催しています。

月1回顔を合わせてお喋りを楽しみ、歌を歌ったり作品作りをしたり、春には花見やそれぞれの季節では、お弁当を食べながら楽しい時間を過ごしています。

## リサイクル情報

★申し込みは、宇陀市社会福祉協議会までご連絡ください。

☎ 0745-84-4116

宇陀市社会福祉協議会では『もったいない』そんな心を大切に、リサイクルをしています。家庭にある不用品を譲ったり、求める人の仲介を行っています。

ただし、家電製品は取り扱っておりません。

譲っていただく品物は、希望者が現れるまでご自宅で保管していただきます。

希望者が現れるまでに処分されましたら、宇陀市社会福祉協議会までご連絡ください。

### ☆譲ります☆

- 学習機
- EPSON 純正インクカートリッジ (46 番) 各色
- 室生中学校男子制服 (170A)、長袖半袖シャツ (165 cm)、カバン

### ☆譲ってください☆

- 榛原東幼稚園制服 (女子 100 cm～)
- 榛原東小学校制服 (女子 140 cm、150 cm)
- 榛原西小学校制服 (男子 150～160 cm、女子 140 cm)
- 菟田野小学校制服 (男子/女子 140～150 cm)
- 婦人用自転車
- 幼児用自転車

## 社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会

〒633-2221 奈良県宇陀市菟田野松井 502 番地  
(宇陀市中央公民館 菟田野分館内)

部 署	電話番号	I P 電話	FAX 番号
総務課	0745-84-4116	0745 88-9202	0745 84-3600
地域包括支援センター	0745-84-4800		

宇陀市社会福祉協議会ホームページ  
<http://www.udashi-shakyo.jp/>



## 善 意 銀 行

宇陀市善意銀行に次の方から預託いただきました。厚くお礼申し上げます。(6/1～7/31 受付分)

◇ 匿名・・・50 円切手 200 枚  
(絵手紙用として)

◇ 青龍寺・・・・・・50,000 円

【問】宇陀市社会福祉協議会  
☎0745-84-4116